

議員発案第1号

三条市議会会議規則の一部改正について

三条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成24年3月23日 提出

提 出 者 議会運営委員会

委 員 長 熊 倉 均

記

三条市議会会議規則の一部を改正する規則

三条市議会会議規則（平成 17 年三条市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

全員協議会	市政に関する重要な事項又は議会の運営に関する事項について協議又は調整を行うため。	全議員	議長
-------	--	-----	----

を

」

「

各派代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議又は調整を行うため。	議長、副議長及び会派の代表者	議長
全員協議会	市政に関する重要な事項又は議会の運営に関する事項について協議又は調整を行うため。	全議員	議長

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議員発案第 号参考

三条市議会会議規則（抜粋）

別表（第 158 条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政に関する重要な事項 又は議会の運営に関する 事項について協議又は調 整を行うため。	全議員	議長
常任委員協議会	常任委員会の所管事項に 関する事項について協議 又は調整を行うため。	常任委員会の委員	常任委員会の委員長
議会報編集委員 会	議会の広報紙の編集に関 する事項について協議又 は調整を行うため。	議会報編集委員会の 委員	議会報編集委員会の 委員長